

# 山口県報

平成24年  
9月14日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課).....一
- 告示  
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....二  
土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....二  
土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....四
- 公告  
保護増殖事業計画の変更の公表(自然保護課).....六  
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(二件)(商政課).....七  
農地保有合理化事業規程の変更の承認(農業経営課).....七  
県営鷹子地区ため池等整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....八
- 選管告示  
不在者投票のできる老人ホームの指定.....八
- 公安委告示  
犯罪被害者等早期援助団体の変更の届出.....八

山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

### 山口県規則第六十五号

#### 山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山口県営住宅条例施行規則(平成十六年山口県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「共同施設の」の下に「整備及び」を加え、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「第七条第二項第二号」を「第七条第二項第一号イ」に改め、同条第二項中「第七条第二項第三号」を「第七条第二項第一号ロ」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(整備基準)  
第二条 条例第四条の二第四項の基準は、次のとおりとする。

一 県営住宅及び共同施設の敷地(以下「敷地」という。)は、次の要件を満たしていること。

イ 敷地の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものであること。

ロ 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていること。

ハ 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていること。

二 県営住宅は、次の要件を満たしていること。

イ 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置であること。

ロ 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていること。

ハ 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていること。

二 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていること。

ホ 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るため

の措置が講じられていること。  
へ 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるようにするための措置が講じられていること。

ト 一戸の床面積の合計（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。）は、二十五平方メートル以上であること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

チ 各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

リ 各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていること。

又 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるようにするための措置が講じられていること。

ル 通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていること。

ヲ 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていること。

ワ ヲの附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないよう考慮されたものであること。

三 共同施設は、次の要件を満たしていること。

イ 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものであること。

ロ 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものであること。

ハ 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するよう考慮されたものであること。

ニ 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものであること。

ホ 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていること。

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。



山口県告示第三百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十四年九月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名	施設名称	住所	所在地	指定年月日
中川 洋友	岬整骨院	宇部市岬町一丁目八番一〇号	平成一四、五、一	
三浦 裕貴	参宮通り整骨院	西楯返一丁目一番一八	〃	一七

山口県告示第三百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十四年九月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 区域の名称
- 宮野下(一)27、徳地深谷(一)9、徳地深谷(一)10、徳地深谷(一)11、徳地深谷(一)12、小郡真名(一)2、小郡真名(一)3、阿東生雲中(一)1、阿東生雲中(一)2、阿東生雲中(一)3、阿東生雲中(一)4、阿東生雲中(一)5、阿東生雲中(一)6、阿東生雲中(一)7、阿東生雲中(一)8、阿東生雲中(一)9、阿東生雲中(一)10、阿東生雲西分(一)1、阿東生雲西分(一)2、阿東生雲西分(一)3、阿東生雲西分(一)4、阿東生雲西分(一)5、阿東生雲西分(一)6、阿東生雲西分(一)

- (7)、阿東生雲西分(1)(8)、阿東生雲西分(9)、阿東生雲西分(10)、阿東生雲西分(11)、阿東生雲西分(12)、阿東生雲西分(13)、阿東生雲西分(14)、阿東生雲西分(15)、阿東生雲西分(16)、阿東生雲西分(17)、阿東生雲西分(18)、阿東生雲西分(19)、阿東生雲東分(1)、阿東生雲東分(2)、阿東生雲東分(3)、阿東生雲東分(4)、阿東生雲東分(5)、阿東生雲東分(6)、阿東生雲東分(7)、阿東生雲東分(8)、阿東生雲東分(9)、阿東生雲東分(10)、阿東生雲東分(11)、阿東生雲東分(12)、阿東生雲東分(13)、阿東生雲東分(14)、阿東生雲東分(15)、阿東生雲東分(16)、阿東生雲東分(17)、阿東生雲東分(18)、阿東生雲東分(19)、阿東生雲東分(20)、阿東生雲東分(21)、阿東生雲東分(22)、阿東生雲東分(23)、阿東生雲東分(24)、阿東生雲東分(25)、阿東生雲東分(26)、阿東生雲東分(27)、阿東生雲東分(28)、阿東生雲東分(29)、阿東生雲東分(30)、阿東生雲東分(31)、阿東生雲東分(32)、阿東生雲東分(33)、阿東生雲東分(34)、阿東生雲東分(35)、阿東生雲東分(36)、阿東生雲東分(37)、阿東生雲東分(38)、阿東生雲東分(39)、阿東生雲東分(40)、阿東生雲東分(41)、阿東生雲東分(42)、阿東生雲東分(43)、阿東生雲東分(44)、阿東生雲東分(45)、阿東生雲東分(46)、阿東生雲東分(47)、阿東生雲東分(48)、阿東生雲東分(49)、阿東生雲東分(50)、阿東生雲東分(51)、阿東生雲東分(52)、阿東生雲東分(53)、阿東生雲東分(54)、阿東生雲東分(55)、阿東生雲東分(56)、阿東生雲東分(57)、阿東生雲東分(58)、阿東生雲東分(59)、阿東生雲東分(60)、阿東生雲東分(61)、阿東生雲東分(62)、阿東生雲東分(63)、阿東生雲東分(64)、阿東生雲東分(65)、阿東生雲東分(66)、阿東生雲東分(67)、阿東生雲東分(68)、阿東生雲東分(69)、阿東生雲東分(70)、阿東生雲東分(71)、阿東生雲東分(72)、阿東生雲東分(73)、阿東生雲東分(74)、阿東生雲東分(75)、阿東生雲東分(76)、阿東生雲東分(77)、阿東生雲東分(78)、阿東生雲東分(79)、阿東生雲東分(80)、阿東生雲東分(81)、阿東生雲東分(82)、阿東生雲東分(83)、阿東生雲東分(84)、阿東生雲東分(85)、阿東生雲東分(86)、阿東生雲東分(87)、阿東生雲東分(88)、阿東生雲東分(89)、阿東生雲東分(90)、阿東生雲東分(91)、阿東生雲東分(92)、阿東生雲東分(93)、阿東生雲東分(94)、阿東生雲東分(95)、阿東生雲東分(96)、阿東生雲東分(97)、阿東生雲東分(98)、阿東生雲東分(99)、阿東生雲東分(100)

- 喜(13)、阿東徳佐上(1)、阿東徳佐上(2)、阿東徳佐上(3)、阿東徳佐上(4)、阿東徳佐上(5)、阿東徳佐上(6)、阿東徳佐上(7)、阿東徳佐上(8)、阿東徳佐上(9)、阿東徳佐上(10)、阿東徳佐上(11)、阿東徳佐上(12)、阿東徳佐上(13)、阿東徳佐上(14)、阿東徳佐上(15)、阿東徳佐上(16)、阿東徳佐上(17)、阿東徳佐上(18)、阿東徳佐上(19)、阿東徳佐上(20)、阿東徳佐上(21)、阿東徳佐上(22)、阿東徳佐上(23)、阿東徳佐上(24)、阿東徳佐上(25)、阿東徳佐上(26)、阿東徳佐上(27)、阿東徳佐上(28)、阿東徳佐上(29)、阿東徳佐上(30)、阿東徳佐上(31)、阿東徳佐上(32)、阿東徳佐上(33)、阿東徳佐上(34)、阿東徳佐上(35)、阿東徳佐上(36)、阿東徳佐上(37)、阿東徳佐上(38)、阿東徳佐上(39)、阿東徳佐上(40)、阿東徳佐上(41)、阿東徳佐上(42)、阿東徳佐上(43)、阿東徳佐上(44)、阿東徳佐上(45)、阿東徳佐上(46)、阿東徳佐上(47)、阿東徳佐上(48)、阿東徳佐上(49)、阿東徳佐上(50)

二 区域の範囲

次の図のとおり  
 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 秋穂二島(4)、秋穂二島(5)、下小鯖(81)、鑄銭司(13)、鑄銭司(14)、仁保上郷(58)、宮野下(41)、徳地伊賀地(35)、徳地伊賀地(36)、徳地伊賀地(37)、徳地岸見(21)、徳地引谷(45)、徳地深谷(24)、徳地藤木(60)、徳地堀(36)、徳地堀(37)、徳地堀(38)、徳地堀(39)、徳地山畑(32)、徳地山畑(33)、徳地山畑(34)、徳地山畑(35)、秋穂東(23)、秋穂東(24)、秋穂東(25)、阿東生雲中(1)、阿東生雲中(2)、阿東生雲中(3)、阿東生雲中(4)、阿東生雲中(5)、阿東生雲中(6)、阿東生雲中(7)、阿東生雲中(8)、阿東生雲中(9)、阿東生雲中(10)、阿東生雲中(11)、阿東生雲中(12)、阿東生雲中(13)、阿東生雲中(14)、阿東生雲中(15)、阿東生雲中(16)、阿東生雲中(17)、阿東生雲中(18)、阿東生雲中(19)、阿東生雲中(20)、阿東生雲中(21)、阿東生雲中(22)、阿東生雲中(23)、阿東生雲中(24)、阿東生雲中(25)、阿東生雲中(26)、阿東生雲中(27)、阿東生雲中(28)、阿東生雲中(29)、阿東生雲中(30)、阿東生雲中(31)、阿東生雲中(32)、阿東生雲中(33)、阿東生雲中(34)、阿東生雲中(35)、阿東生雲中(36)、阿東生雲中(37)、阿東生雲中(38)、阿東生雲中(39)、阿東生雲中(40)、阿東生雲中(41)、阿東生雲中(42)、阿東生雲中(43)、阿東生雲中(44)、阿東生雲中(45)、阿東生雲中(46)、阿東生雲中(47)、阿東生雲中(48)、阿東生雲中(49)、阿東生雲中(50)



一 区域の名称

- 宮野下(17)、徳地深谷(9)、徳地深谷(10)、徳地深谷(11)、徳地深谷(12)、小郡真名(2)、小郡真名(3)、阿東生雲中(1)、阿東生雲中(2)、阿東生雲中(3)、阿東生雲中(4)、阿東生雲中(5)、阿東生雲中(6)、阿東生雲中(7)、阿東生雲中(8)、阿東生雲中(9)、阿東生雲中(10)、阿東生雲西分(1)、阿東生雲西分(2)、阿東生雲西分(3)、阿東生雲西分(4)、阿東生雲西分(5)、阿東生雲西分(6)、阿東生雲西分(7)、阿東生雲西分(8)、阿東生雲西分(9)、阿東生雲西分(10)、阿東生雲西分(11)、阿東生雲西分(12)、阿東生雲西分(13)、阿東生雲西分(14)、阿東生雲西分(15)、阿東生雲西分(16)、阿東生雲西分(17)、阿東生雲西分(18)、阿東生雲西分(19)、阿東生雲東分(1)、阿東生雲東分(2)、阿東生雲東分(3)、阿東生雲東分(4)、阿東生雲東分(5)、阿東生雲東分(6)、阿東生雲東分(7)、阿東生雲東分(8)、阿東生雲東分(9)、阿東生雲東分(10)、阿東生雲東分(11)、阿東生雲東分(12)、阿東生雲東分(13)、阿東生雲東分(14)、阿東生雲東分(15)、阿東生雲東分(16)、阿東生雲東分(17)、阿東生雲東分(18)、阿東生雲東分(19)、阿東生雲東分(20)、阿東生雲東分(21)、阿東生雲東分(22)、阿東生雲東分(23)、阿東生雲東分(24)、阿東生雲東分(25)、阿東生雲東分(26)、阿東生雲東分(27)、阿東生雲東分(28)、阿東生雲東分(29)、阿東生雲東分(30)、阿東生雲東分(31)、阿東生雲東分(32)、阿東生雲東分(33)、阿東生雲東分(34)、阿東生雲東分(35)、阿東生雲東分(36)、阿東生雲東分(37)、阿東生雲東分(38)、阿東生雲東分(39)、阿東生雲東分(40)、阿東生雲東分(41)、阿東生雲東分(42)、阿東生雲東分(43)、阿東生雲東分(44)、阿東生雲東分(45)、阿東地福上(1)、阿東地福上(2)、阿東地福上(3)、阿東地福上(4)、阿東地福上(5)、阿東地福上(6)、阿東地福上(7)、阿東地福上(8)、阿東地福上(9)、阿東地福上(10)、阿東地福上(11)、阿東地福上(12)、阿東地福上(13)、阿東地福上(14)、阿東地福上(15)、阿東地福上(16)、阿東地福上(17)、阿東地福上(18)、阿東地福上(19)、阿東地福下(1)、阿東地福下(2)、阿東地福下(3)、阿東地福下(4)、阿東地福下(5)、阿東地福下(6)、阿東地福下(7)、阿東地福下(8)、阿東地福下(9)、阿東地福下(10)、阿東地福下(11)、阿東地福下(12)、阿東地福下(13)、阿東地福下(14)、阿東地福下(15)、阿東地福下(16)、阿東地福下(17)、阿東地福下(18)、阿東地福下(19)、阿東地福下(20)、阿東地福下(21)、阿東地福下(22)、阿東地福下(23)、阿東地福下(24)、阿東地福下(25)、阿東地福下(26)、阿東地福下(27)、阿東地福下(28)、阿東地福下(29)、阿東地福下(30)、阿東地福下(31)、阿東地福下(32)、阿東地福下(33)、阿東地福下(34)、阿東地福下(35)、阿東地福下(36)、阿東地福下(37)、阿東地福下(38)、阿東地福下(39)、阿東地福下(40)、阿東地福下(41)、阿東地福下(42)、阿東地福下(43)、阿東地福下(44)、阿東地福下(45)、阿東地福上(1)、阿東地福上(2)、阿東地福上(3)、阿東地福上(4)、阿東地福上(5)、阿東地福上(6)、阿東地福上(7)、阿東地福上(8)、阿東地福上(9)、阿東地福上(10)、阿東地福上(11)、阿東地福上(12)、阿東地福上(13)、阿東地福上(14)、阿東地福上(15)、阿東地福上(16)、阿東地福上(17)、阿東地福上(18)、阿東地福上(19)、阿東地福上(20)、阿東地福上(21)、阿東地福上(22)、阿東地福上(23)、阿東地福上(24)、阿東地福上(25)、阿東地福上(26)、阿東地福上(27)、阿東地福上(28)、阿東地福上(29)、阿東地福上(30)、阿東地福上(31)、阿東地福上(32)、阿東地福上(33)、阿東地福上(34)、阿東地福上(35)、阿東地福上(36)、阿東地福上(37)、阿東地福上(38)、阿東地福上(39)、阿東地福上(40)、阿東地福上(41)、阿東地福上(42)、阿東地福上(43)、阿東地福上(44)、阿東地福上(45)、阿東地福上(46)、阿東地福上(47)、阿東地福上(48)、阿東地福上(49)、阿東地福上(50)

- 東地福上(14)、阿東地福上(15)、阿東地福上(16)、阿東地福上(17)、阿東地福上(18)、阿東地福上(19)、阿東地福下(1)、阿東地福下(2)、阿東地福下(3)、阿東地福下(4)、阿東地福下(5)、阿東地福下(6)、阿東地福下(7)、阿東地福下(8)、阿東地福下(9)、阿東地福下(10)、阿東地福下(11)、阿東地福下(12)、阿東地福下(13)、阿東地福下(14)、阿東地福下(15)、阿東地福下(16)、阿東地福下(17)、阿東地福下(18)、阿東地福下(19)、阿東地福下(20)、阿東地福下(21)、阿東地福下(22)、阿東地福下(23)、阿東地福下(24)、阿東地福下(25)、阿東地福下(26)、阿東地福下(27)、阿東地福下(28)、阿東地福下(29)、阿東地福下(30)、阿東地福下(31)、阿東地福下(32)、阿東地福下(33)、阿東地福下(34)、阿東地福下(35)、阿東地福下(36)、阿東地福下(37)、阿東地福下(38)、阿東地福下(39)、阿東地福下(40)、阿東地福下(41)、阿東地福下(42)、阿東地福下(43)、阿東地福下(44)、阿東地福下(45)、阿東地福下(46)、阿東地福下(47)、阿東地福下(48)、阿東地福下(49)、阿東地福下(50)

- 二 区域の範囲  
 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (一) 次の図は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。(一)

一 区域の名称

- 秋穂二島(4)、秋穂二島(5)、下小鯖(81)、鑄銭司(13)、鑄銭司(14)、仁保上郷(58)、宮野下(41)、徳地伊賀地(35)、徳地伊賀地(36)、徳地伊賀地(37)、徳地岸見(21)、徳地引谷(45)、徳地深谷(24)、徳地藤木(60)、徳地堀(36)、徳地堀(37)、徳地堀(38)、徳地堀(39)、徳地山畑(32)、徳地山畑(33)、徳地山畑(34)、徳地山畑(35)、秋穂東(23)、秋穂東(24)、秋穂東(25)、阿東生雲中(2)、阿東生雲中(4)、阿東生雲中(5)、阿東生雲中(6)、阿東生雲中(7)、阿東生雲中(8)、阿東生雲中(9)、阿東生雲中(10)、阿東生雲中(11)、阿東生雲中(12)、阿東生雲中(13)、阿東生雲中(14)、阿東生雲中(15)、阿東生雲中(16)、阿東生雲中(19)、阿東生雲西分(2)、阿東生雲西分(3)、阿東生雲西分(4)、阿東生雲西分(5)、阿東生雲西分(6)、阿東生雲西分(7)、阿東生雲西分(8)、阿東生雲西分(9)、阿東生雲西分(10)、阿東生雲西分(11)、阿東生雲西分(12)、阿東生雲西分(13)、阿東生雲西分(14)、阿東生雲西分(15)、阿東生雲西分(16)、阿東生雲西分(18)、阿東生雲西分(19)、阿東生雲西分(20)、阿東生雲西分(21)



(四三七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年九月十四日から平成二十五年一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレストタ室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社フレスタ

住所 広島市西区横川町三丁目二番三六号

代表者の氏名 宗兼 邦生

株式会社コムス

住所 広島市安佐北区安佐町大字飯室二五九二

代表者の氏名 宗兼 邦生

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一、七八九平方メートル	九、六七八平方メートル
駐車場の収容台数	一四三台	五五二台
駐輪場の収容台数	八〇台	二八四台
荷さばき施設の面積	六四平方メートル	二二二平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量	三七立方メートル	一〇九立方メートル
駐車場の自動車の出入口の数	二箇所	三箇所
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後九時まで	午前六時から午後一〇時まで

四 届出年月日

平成二十四年八月二十日

五 変更年月日

平成二十五年四月二十日

(四三八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年九月十四日から平成二十五年一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社イズミ

住所 代表者の氏名 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後一〇時三〇分まで	午前八時三〇分から午後一〇時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十四年八月二十八日

五 変更年月日

平成二十四年九月一日

(四三九) 農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定によ

り、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認しました。  
平成二十四年九月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 農地保有合理化法人の主たる事務所の所在地及び名称  
山口市葵二丁目五番六九号
- 財団法人やまぐち農林振興公社
- 二 農地保有合理化事業の種類  
農地売買等事業
- (一) 農地売買等事業
- (二) 農地信託等事業
- (三) 農業生産法人出資育成事業
- (四) 研修等事業

(四四〇) 県営鷹子地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営鷹子地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年九月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 縦覧に供する書類  
県営鷹子地区ため池等整備事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十四年九月十八日から同年十月九日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第九十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十四年九月十四日印刷  
平成二十四年九月十四日発行

発行所 山口県庁  
発行人 山口県知事

平成二十四年九月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特別養護老人ホームかわかみ苑	萩市川上四九二の一	平成二四、八、三一
特別養護老人ホーム自由杜	防府市大字大崎八〇の一	〃 〃 〃



山口県公安委員会告示第三十七号

犯罪被害者等早期援助団体に關する規則(平成十四年国家公安委員会規則第一号)第三条第一項の規定により、特定非営利活動法人山口被害者支援センターから次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年九月十四日

山口県公安委員会

代 表 者	変 更 事 項		変 更 年 月 日
	変 更 後	内 容	
濱本史明	小田悦郎	変更前	平成二十四年八月十七日